

都市計画区域が変更

仁賀保・金浦・象潟各都市計画が「にかほ都市計画」へ

秋田県は7月23日付で、仁賀保都市計画、金浦都市計画、象潟都市計画の3つの都市計画区域を1つの「にかほ都市計画」として変更決定しました。

新たな計画区域は、金浦都市計画区域を拡大し、仁賀保と象潟とつなげた形になっています。整備中の日本海沿岸東北自動車道にかほ幹線の海側が概ねの区域境にあたります。計画区域

に、新たに編入された地区は都市計画法の適用を受けることになりません。

これにより、今後、インターチェンジ付近などに予想される新たな宅地開発を、適正に誘導できるなど、市街地の整備、優良農地と自然環境の保全が図れることとなります。

また、3つの都市計画区域が1つになったことに併せて、街路や都市公園などの既存の都市施設の名称を調整する必要があります。そのため、変更決定しています。

現在は、都市計画区域に引き続き、用途地域の見直し作業を

進めており、23年夏ごろの変更決定を予定しています。

新都市計画区域
 図面の縦覧と問い合わせは：
 建設課都市整備班（金浦庁舎）
 ☎ 38・4306

※住居専用地域、住居地域、商業地域、工業地域はそれぞれさらに、細かく指定されています。
 詳細は問い合わせください。



高額医療・高額介護合算療養費制度

医療費・介護費の自己負担を軽減する制度です



医療保険、介護保険の制度により、費用の一部を負担するだけで、医療や介護のサービスを利用することができます。

しかし、1回ごとの自己負担額は少額でも、長期間にわたり継続的に治療や介護サービスを受ける場合、家計の負担は軽くありません。医療保険、介護保険の各保険制度では、1カ月単位で限度額を設けて自己負担を軽くする制度（高額療養費、高額介護サービス費）があります



後期高齢者医療保険に加入する世帯員全員の医療・介護サービスを利用した際の自己負担額（窓口などで支払った金額）を合算し、基準額を超えた部分が支給されます。

※高額療養費等受給分は差し引かれます。

「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、さらに医療と介護、両方の自己負担額を合算し軽減する制度です。

後期高齢者医療保険、国保や他の健保等、75歳以上、70から74歳の方、70歳未満の方、と年齢や加入している保険、所得などにより基準額が分かれます。

ここでは、後期高齢者医療保険に加入の方へ、支給額の算出や手続きなどを、お知らせします。

◎支給額の算出

1年間（8月から翌年7月まで）の医療・介護保険での自己負担額をもとに、支給額を算出しますが、この制度は平成20年4月分から導入されます。

このため、初年度分は、例のように算出し、①②多い方を支給します。

◎基準額

所得の区分	12カ月算出の基準額	16カ月算出の基準額
現役並み所得者※1	67万円	89万円
一般	56万円	75万円
世帯員全員が 住民税非課税	区分Ⅱ※2 31万円	41万円
	区分Ⅰ※3 19万円	25万円

※1 医療費の負担割合が3割の方
 ※2 世帯全員が住民税非課税（区分Ⅰ以外）
 ※3 世帯全員が住民税非課税で世帯の所得の合計が0（年金収入のみの場合80万円以下）

初年度分支給額は

① 12カ月算出
 65万円 - 56万円 = 9万円

② 16カ月算出
 88万円 - 75万円 = 13万円

①9万円 < ②13万円なので

13万円

◎申請受付

受給には申請が必要です。受給が見込まれる対象者に、8月上旬から、受給申請に関する通知を、順次発送しています。

上の算出方法などを参考に、対象になるか確認のうえ、不明な点等は問い合わせください。

【ご注意ください】

平成20年4月から21年7月の間に、

イ. 転出・転入した方
 ロ. 他の医療保険制度から後期高齢者医療保険に加入した方は、通知發送できない場合があります。転入前の市町村などへの手続きが必要になります。

◎申請先

- ・市民課 国保年金班
- ・金浦市民サービスセンター
- ・象潟市民サービスセンター

◎問合先

- ・市民課 国保年金班
 - ・秋田県後期高齢者医療広域連合
- ☎ 018・853・3032